

国土交通省における地域建設業の緊急支援対策

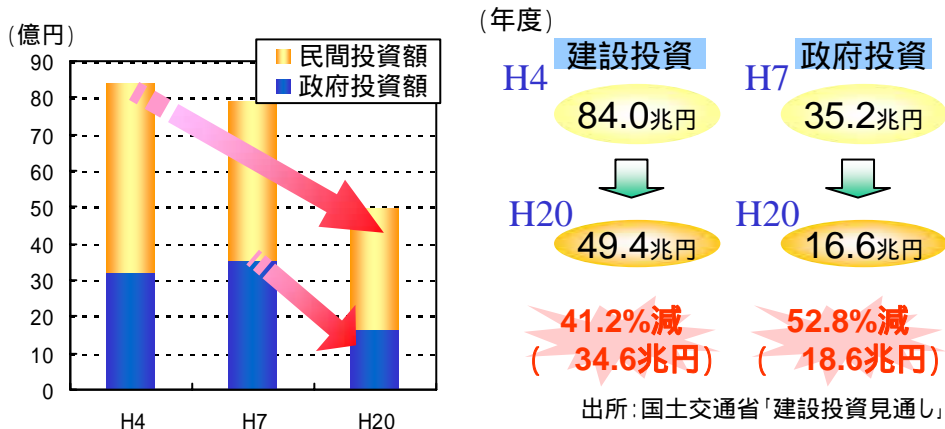
平成20年12月17日
国土交通省

建設業を取り巻く課題

建設業は基幹産業として地域経済・雇用を支えているが、建設投資の減少等の様々な課題に直面している。

建設投資の急速かつ大幅な減少

建設投資の推移（ピーク時との比較）



過当競争によるダンピングの増加、価格競争の激化

都道府県発注工事の
低価格入札調査対象件数



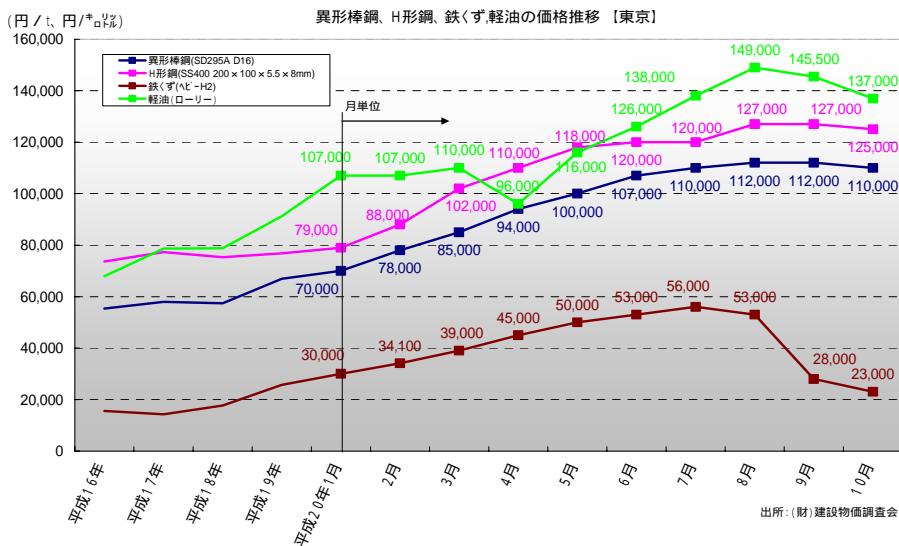
都道府県発注工事の落札率
6年間で急激に低下

平均落札率の全国平均
(H14 19年度)
94.7% 88.3%

6.4%落札率低下
利益の減少



鋼材、燃料油等の資材価格の急騰



不動産市況の動向

不動産業の倒産の状況

178件 (H19年度上半期) 224件 (H20年度上半期) [+25.8%]

負債総額 100億円以上の大型倒産件数

9件 (H19年度上半期) 21件 (H20年度上半期) [+133.3%]

出所: 帝国データバンク調べ

金融機関の融資状況

建設業向け貸出残高

銀行117行対象、東京商工リサーチ調べ

14兆6,700億円 [前年同期比 3.7%] (2008年3月期決算ベース)

地区別(銀行本店所在地別) 貸出残高の増減(19/3期 20/3期)

地区	北海道	東北	関東	東京	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	全国計
建設業	0.6%	4.2%	0.3%	5.1%	4.4%	2.3%	5.1%	2.3%	5.3%	5.8%	3.7%

「安心実現のための緊急総合対策」及び「生活対策」に基づき、地域建設業の支援のため、以下の対策に取り組む。

資金調達の円滑化

建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権の流動化を促進する等、**建設業者の金融の円滑化を図る**

新しい融資制度(地域建設業経営強化融資制度)を11月4日からスタート。さらに、金利負担等の軽減について、二次補正予算に向けて検討中

中小企業庁の実施する**資金繰り対策の拡充策との連携**

緊急保証制度(建設業は全業種が対象業種に指定済み)、セーフティネット貸付の実施

資材の価格変動に応じた**単品スライド条項の的確な運用**

9月10日に対象品目を拡大

前払金の割合の引き上げ(国と同じ4割へ)、中堅・中小建設業者向けの工事の早期発注等、**地域の中堅・中小建設業者の資金繰りの円滑化について、公共発注者等に緊急要請の実施**

直轄事業において早期発注を実施するとともに、9月12日に地方公共団体に要請

工事検査及び支払いの迅速化について公共発注者等に要請

直轄事業において迅速な検査及び支払いを実施するとともに、12月8日に地方公共団体等に要請

年末の資金繰り対策として、融資制度・相談窓口等についてPR

12月1日に業界団体等に通知を发出

下請への資金の流れを促すための調査や立入検査等を実施することによる、元請下請関係の適正化

H20年度下請取引実態調査に基づく立入検査を11月から実施

金融機関からの資金調達の円滑化について、金融庁等と連携

経営力の強化

建設業者の緊急の経営相談に的確に対応するため、建設業緊急相談窓口(仮称)の設置や、建設業経営支援チーム(仮称)の派遣制度の創設などによる**建設業緊急経営相談の実施**

一次補正予算に一部計上、H21年度概算予算要求中

地域の中小・中堅建設業者が、その保有する人材、機材やノウハウ等を活用し、農業、林業、福祉、環境、観光等の異業種と連携しながら、地域の活力の向上に資する、地域の創意工夫を活かした事業を実施するに当たって、その立ち上げ支援等に必要な経費を支援する**建設業と地域の元気回復事業の実施**

二次補正予算に向けて検討中

入札契約制度の改革

適正価格での契約の推進のため、予定価格等の事前公表の見直し、適切な地域要件の設定、歩切りの撤廃、最低制限価格・低入札調査基準価格の見直し等を行うよう、**入札契約制度の改革について地方公共団体に要請**

9月12日に地方公共団体に要請

上記の他、8月上旬～9月上旬に、地域の建設業界や地元金融機関などに対して地域実態に関する緊急の実態調査を実施済み

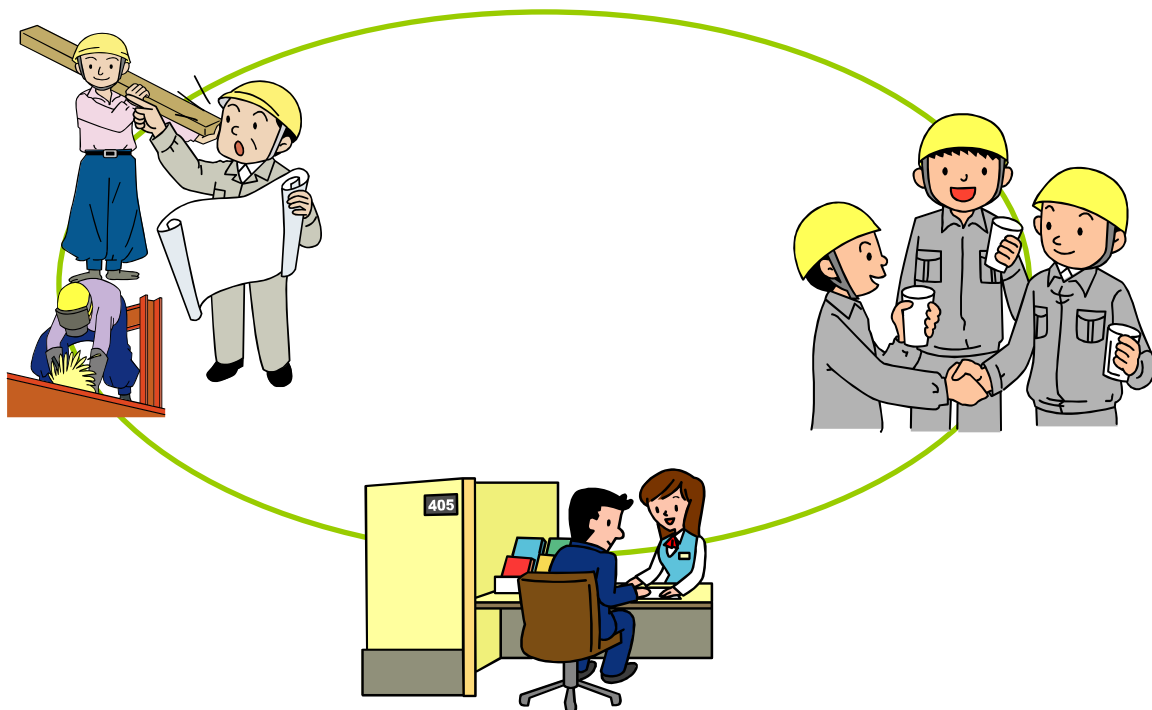
地域建設業経営強化融資制度 スタート！！

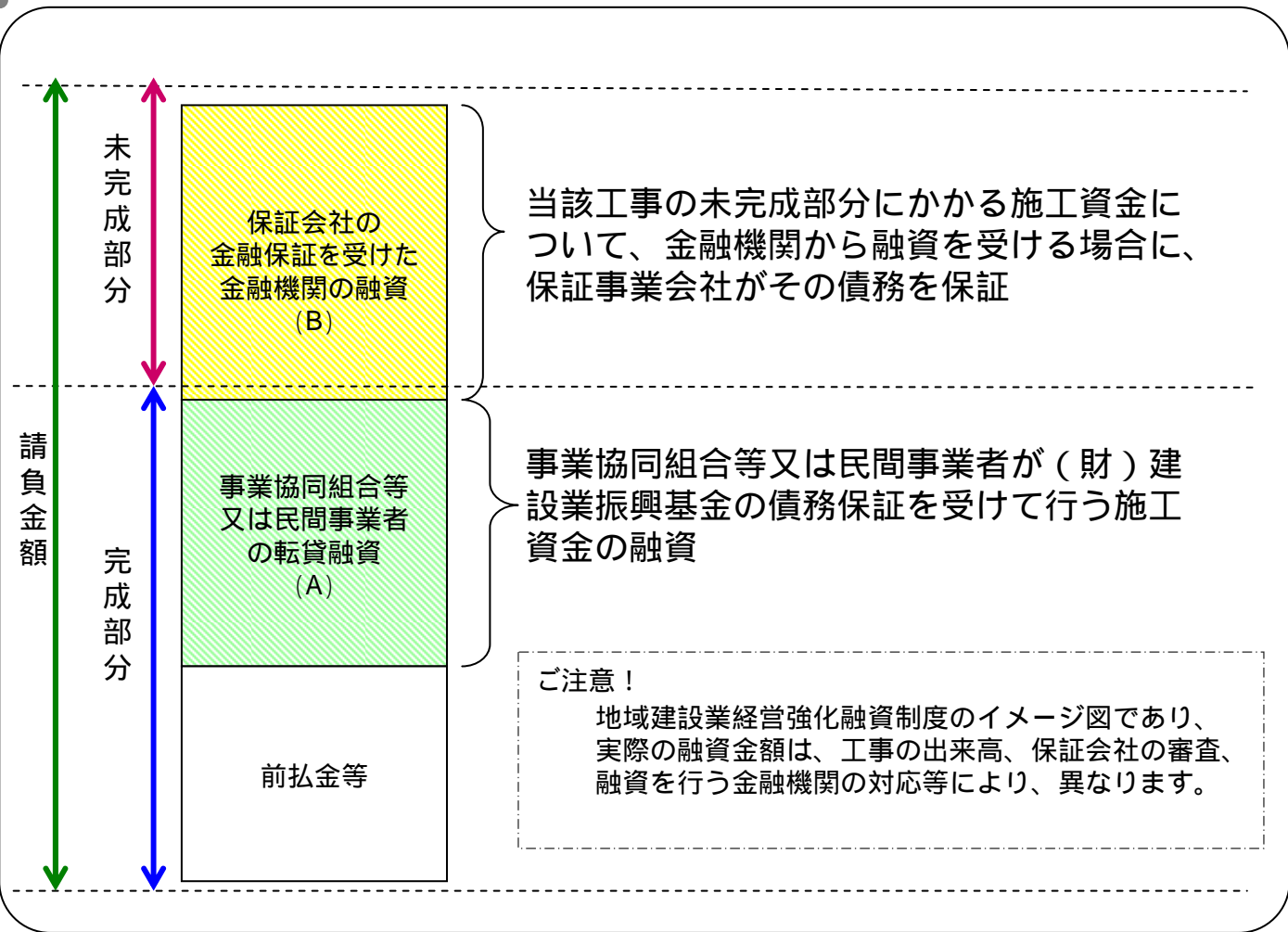
～金融機関からの融資を受ける応援をします！～

公共工事請負代金債権を担保に融資を受けられます。

工事の出来高を超えた部分を含め融資を受けられます。

低入札価格調査の対象となった工事は対象外です。





【融資のご相談はこちらへ】

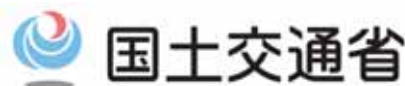
北海道建設業信用保証(株)
 TEL 011-221-2092
 東日本建設業保証(株)
 TEL 03-3545-5125
 西日本建設業保証(株)
 TEL 06-6543-2109
 (前払保証事業会社の各支店でもご相談いただけます)

北保証サービス株式会社
 TEL 011-241-8654
 株式会社建設経営サービス
 TEL 03-3545-8534
 株式会社建設総合サービス
 TEL 06-6543-2848

【制度のお問い合わせはこちらへ】

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	TEL 03-5253-8281
北海道開発局 事業振興部 建設産業課	TEL 011-738-0233
東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課	TEL 022-225-2171
関東地方整備局 建政部 建設産業第一課	TEL 048-600-1906
北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課	TEL 025-370-6571
中部地方整備局 建政部 建設産業課	TEL 052-953-8572
近畿地方整備局 建政部 建設産業課	TEL 06-6942-1071
中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	TEL 082-511-6186
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	TEL 087-811-8314
九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課	TEL 092-471-6355
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	TEL 098-866-1910
(財)建設業振興基金 業務第一部	TEL 03-5473-4575

～ 幅広い融資制度をご用意しています ～



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土交通省関係

地域建設業経営強化融資制度

公共工事請負代金債権を譲渡担保に、融資を受けられます。また、工事の出来高を超えた部分を含め融資が受けられるようになります。

< 主な相談窓口 >

北海道建設業信用保証(株) TEL 011-221-2092 北保証サービス(株) TEL 011-241-8654
東日本建設業保証(株) TEL 03-3545-5125 (株)建設経営サービス TEL 03-3545-8534
西日本建設業保証(株) TEL 06-6543-2944 (株)建設総合サービス TEL 06-6543-2848
(財)建設業振興基金 業務第一部 TEL 03-5473-4575

ファクタリング事業

下請企業が元請企業に対して有する工事請負代金債権をファクタリング会社がい取りすることで、早期に現金化することが可能となります。また、受取手形をファクタリング会社がい取りする制度も用意しています。

< 主な相談窓口 >

(株)建設経営サービス TEL 03-3545-8523 (株)建設総合サービス TEL 06-6543-2848
(財)建設業振興基金 業務第一部 TEL 03-5473-4575

中小企業庁関係

緊急保証制度

対象業種である等の要件を満たす中小企業者は、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で8,000万円、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。

< 主な相談窓口 >

各都道府県等の信用保証協会 <http://www.zensinhoren.or.jp/access.htm>

セーフティーネット貸付制度

一時的に資金繰りに著しい支障を来している等の要件を満たす中小企業者は、政府系金融機関による融資を受けることができます。

< 主な相談窓口 >

(株)日本政策金融公庫 東京相談センター TEL 03-3270-1260
(株)商工組合中央金庫 お客様サービスセンター TEL 03-3246-9366

地方公共団体関係

各地方公共団体においても、融資制度が用意されています。詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。

～ ご相談・ご意見はこちらへ ～

国土交通省

国土交通省各地方整備局等において設置されている「建設業総合相談受付窓口」において、各種の融資制度に関する問い合わせ・相談をお受けするとともに、貸し渋り等の金融機関の融資に関する情報を受け付けます。

< 受付窓口 >

<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/window.html>

お近くの地方整備局等にお問い合わせください。

建設業法令遵守推進本部「駆け込みホットライン」においてもお受けします。

TEL : 0570-018-240(ナビダイヤル)

建設業協会

(社)全国建設業協会及び各都道府県の建設業協会に設置されている「建設業総合相談受付窓口」においても、同様の相談や情報を受け付けます。

< 受付窓口 >

<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/window.html>

(社)全国建設業協会又はお近くの都道府県建設業協会にお問い合わせください。

なお、金融機関の融資等に関する情報等は、金融庁・中小企業庁等の以下の窓口でも受け付けています。

< 受付窓口 >

*「金融円滑化ホットライン」(金融庁) TEL : 03-5251-7755

*金融円滑化「大臣目安箱」(金融庁等) TEL : 03-3501-2100

<http://www.fsa.go.jp/meyasu/index.html>

寄せられた情報は、金融庁又は財務省において、金融機関の検査・監督に当たり、貴重な情報として活用しています。なお、金融機関との個別のトラブルについてのあっせん・仲介・調停、金融機関からの報告内容のご説明はできません。

*「中小企業金融貸し渋り110番」(中小企業庁)

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/081104kikyuhosho.htm>

お近くの経済産業局にお問い合わせください。

国土交通省直轄工事における地域の建設業対象工事の拡大等について

本年8月29日の「安心実現のための緊急経済対策」(経済対策閣僚会議決定)を踏まえ、本年度下半期の国の直轄工事の発注方針のとりまとめを実施。本年度の工事発注量は、国債工事の活用等により、一次補正予算も含め**昨年度実績から10%増の1兆9000億円超を確保する見通し**。また、12月末までの発注率が約65%、特に一般土木工事の3億円未満の工事(C、Dランク工事)の発注率が約75%となる見込み。さらに、年末の資金繰対策として12月中に工期を迎える工事の内、**約200件(約200億円)について年内の支払いを可能としたところ**。

表 12月末の発注率(目標)

	全工種			
			一般土木C + D	
	H19年度	H20年度	H19年度	H20年度
12月末までの発注率	約55%	約65% (約10%増)	約55%	約75.0% (約20%増)

$$12\text{月末までの発注率} = 12\text{月末までの発注(予定)額} / \text{年間発注(予定)額}$$

地方公共団体に対する緊急要請について

(9月12日付け、総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官の連名要請)

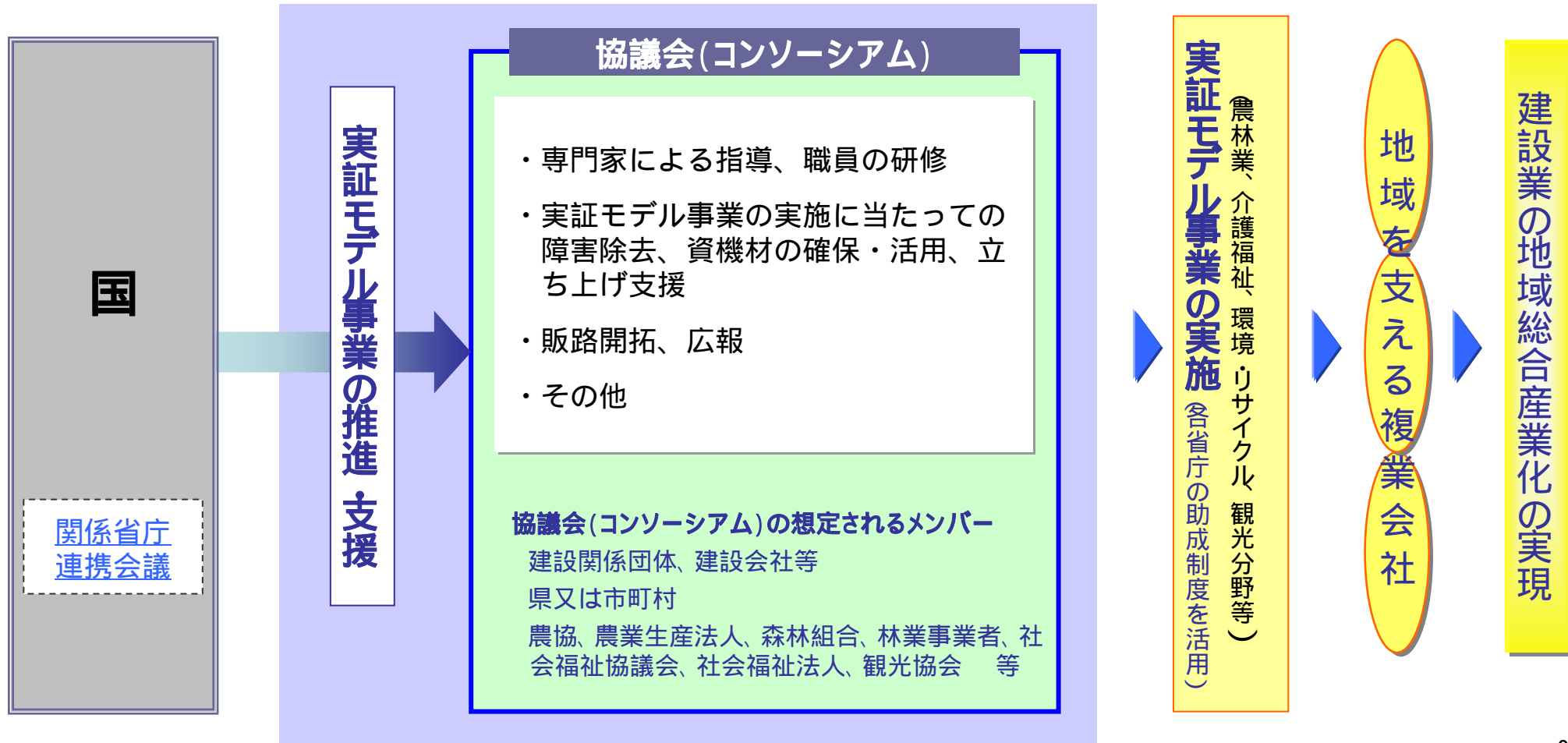
本年8月29日の「安心実現のための緊急総合対策」を受けて、地域の建設業に対する緊急の対策として、「建設業者が地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約の改善を早急に行うことが必要」であり、以下の措置を地方公共団体に緊急要請。

- ・前払金及び中間前払金の適切な運用
- ・早期発注
- ・支払い手続の迅速化
- ・予定価格事前公表の取りやめ
- ・適切な地域要件等の競争参加条件の設定等
- ・最低制限価格、低入札価格調査の見直し等のダンピング対策
- ・歩切りの厳禁等
- ・単品スライド条項等の適切な運用

建設業と地域の元気回復事業(案)

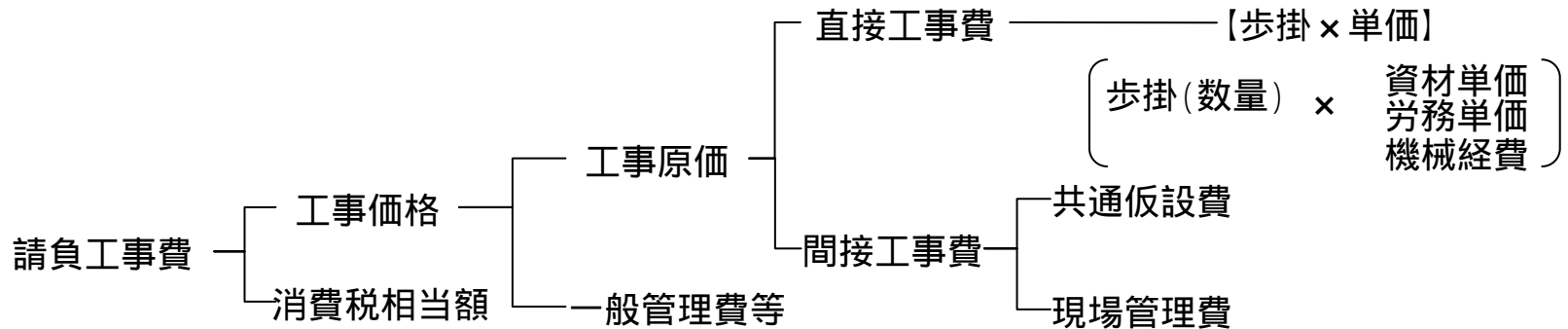
(地域建設業の新分野への進出や他産業との連携事業等の支援)

地域の中小・中堅建設業者が、その保有する人材、機材やノウハウ等を活用し、農業、林業、福祉、環境、観光等の異業種と連携しながら、地域の活力の向上に資する、地域の創意工夫を活かした事業を実施するに当たって、その立ち上げを支援。



予定価格の積算体系および労務単価構成

公共工事を発注する際の予定価格は、取引の実例価格等に基づき、工事の標準的な価格として設定される。予定価格の算出に当たっては、適正な品質を確保するために必要な労務費、資材費、機械損料、諸経費等を工種毎に積み上げて標準的な価格を算定している。



設計労務単価は、**所定労働時間内8時間当たりの労務単価**として設定したものであって、**所定時間外の労働に対する割増賃金**や**現場管理費**(法定福利費の事業主負担額等)、**一般管理費**(企業の運営費用)等の諸経費は含まれない。

労務単価に含まれるもの

基本給相当額



基準内手当



臨時の給与



実物給与

労務単価に含まれない賃金、手当、経費

時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金

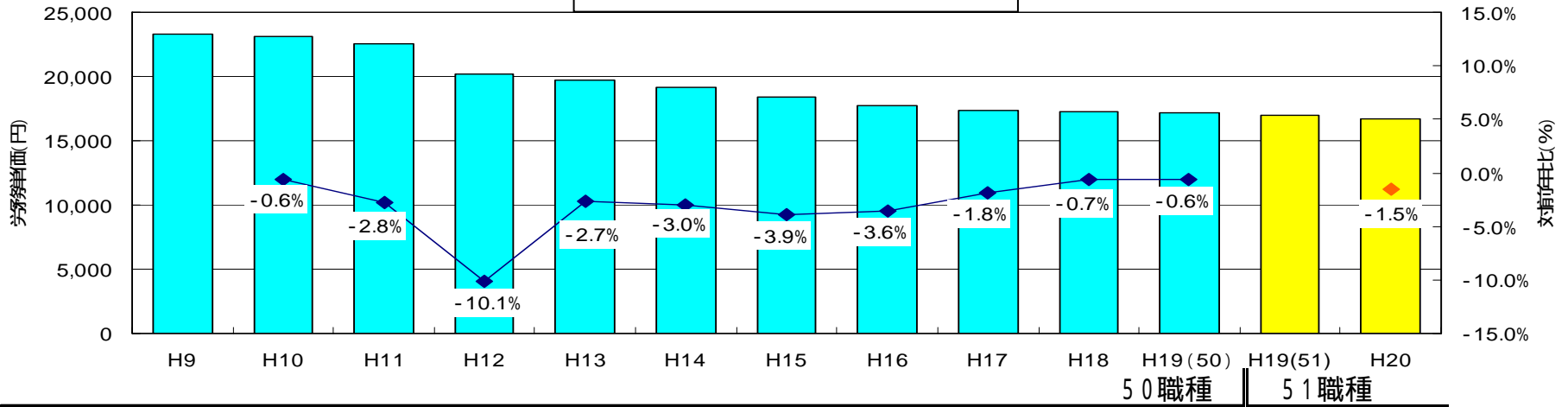
各職種の**通常の作業条件・内容を超えた労働**に対する手当

現場管理費及び**一般管理費**等の諸経費

例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費(現場管理費及び一般管理費等)は含まれない。

公共工事設計労務単価の推移

全職種平均の推移

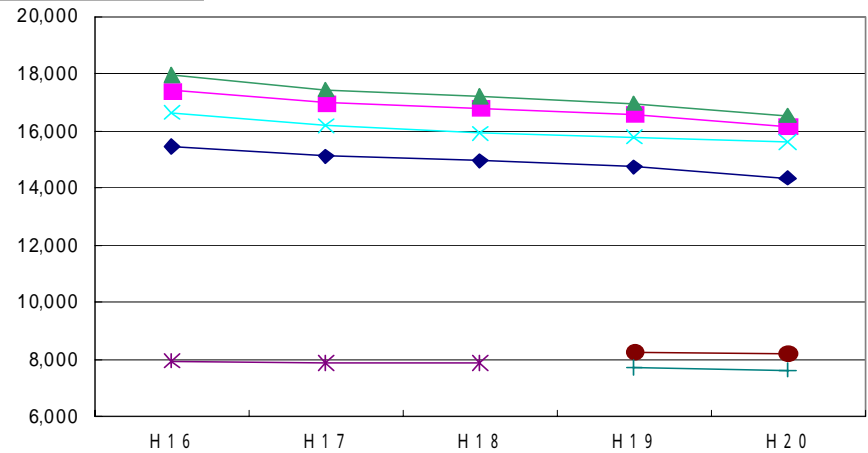
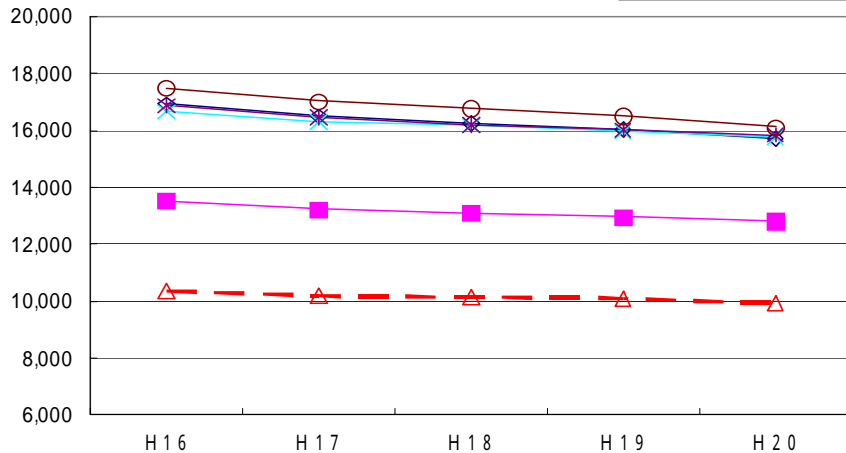


	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19(50)	H19(51)	H20
労務単価	23,295	23,155	22,508	20,229	19,692	19,106	18,356	17,700	17,376	17,262	17,154	16,979	16,726
対前年比	-	-0.6%	-2.8%	-10.1%	-2.7%	-3.0%	-3.9%	-3.6%	-1.8%	-0.7%	-0.6%	-	-1.5%

労務単価は、全職種を単純平均したもの。

H19(50)は都道府県別に加重平均することで交通誘導員A、Bを一職種とし、算定。(換算値)

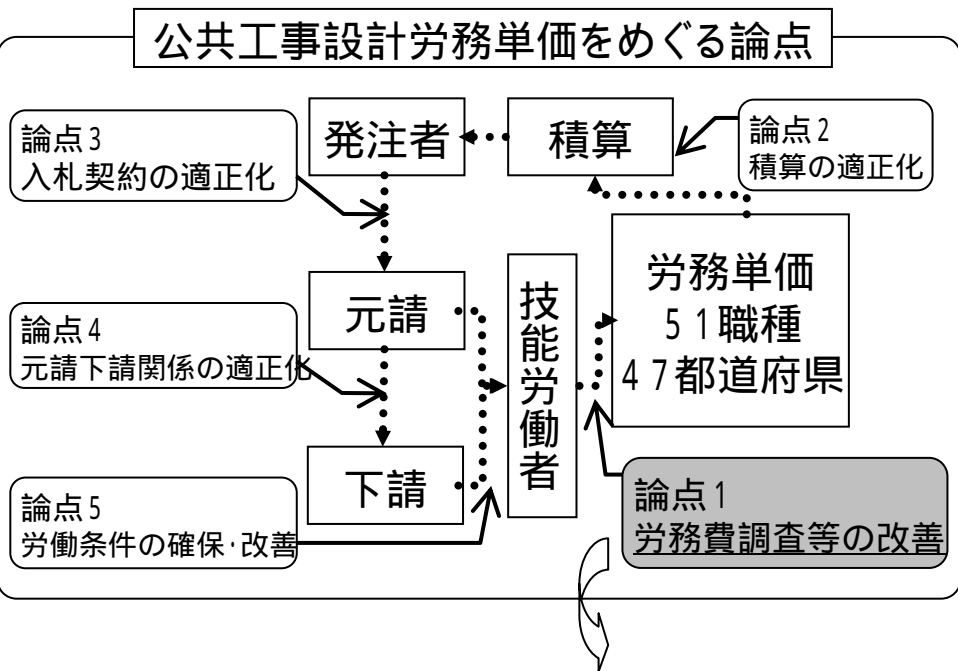
主要12職種の推移



◆ 特殊作業員 ■ 普通作業員 ▲ 軽作業員
✕ とび工 ✱ 鉄筋工 ○ 運転手(特殊)

◆ 運転手(一般) ■ 型わく工 ▲ 大工
✕ 左官 ✱ 交通誘導員 ● 交通誘導員A
+ 交通誘導員B

公共工事設計労務単価のあり方について



【現状】

「公共工事設計労務単価のあり方検討会」(座長 大阪大学 常田教授)において、公共工事設計労務単価をめぐる論点についてアンケート結果等に基づいて整理を行い、現在、検討を進めており、今年度中に取りまとめを行う予定。

【今後の検討について】

労務費調査について様々な意見があることから、平成20年度調査に併せて資格保有状況などの補足調査を実施するとともに、公共工事設計労務単価を巡る課題に対する所要の検討を進める。

【平成20年度調査における改善点】

1. 資格審査の厳格化

資格保有の義務づけがある職種について、資格証等の写しの提示を求め、提示のない者は標本から棄却する。

2. 棄却標本の改善対策の促進

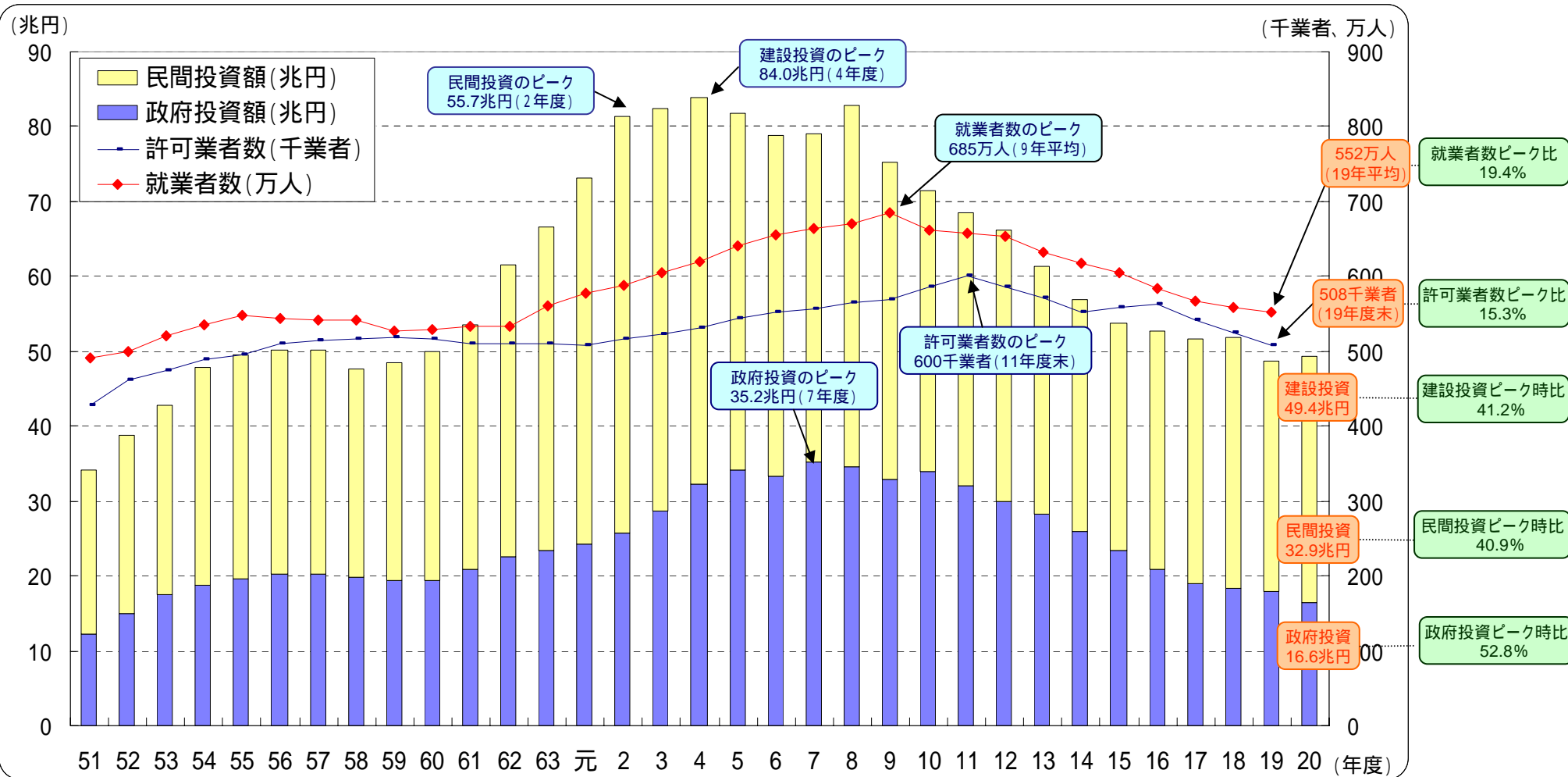
労務費調査では、資料不備で棄却される標本が約4割と非常に多いため、資料不備を通知し、棄却率の改善を促す。

3. いわゆる一人親方の実態把握

従前、実態が把握できていない一人親方について、資料の整備方法などを整備し、実態を把握する。

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

建設投資額(平成20年度見通し)は約49兆円で、ピーク時(4年度)から約41%減。公共投資は7年度から約53%減。
 建設業者数(19年度末)は約51万業者で、ピーク時(11年度末)から約15%減。
 建設業就業者数(19年平均)は552万人で、ピーク時(9年平均)から約19%減。 20年10月は540万人。



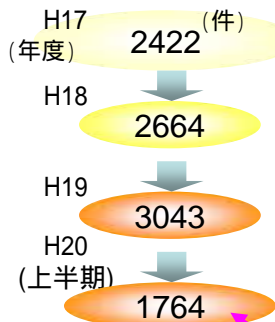
出所:国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」
 注1 投資額については平成17年度まで実績、18年度・19年度は見込み、20年度は見通し
 注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値
 注3 就業者数は年平均

建設業をめぐる厳しい環境

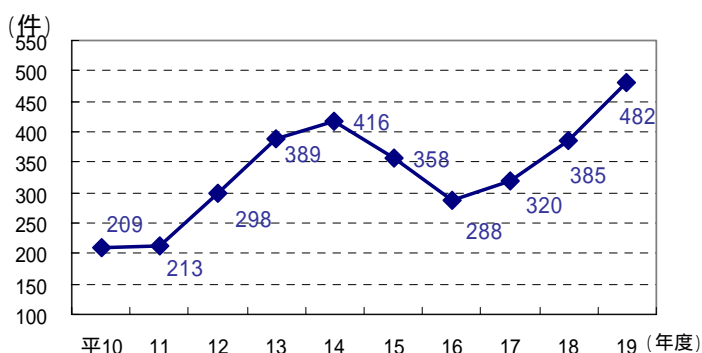
建設業は基幹産業として地域経済・雇用を支えているが、大幅かつ急激な公共投資の削減等により、建設業の倒産が増加し、地域の経済・雇用にも深刻な影響

建設業の倒産の状況

建設業の倒産件数の推移



建設業協会会員企業の倒産件数の推移



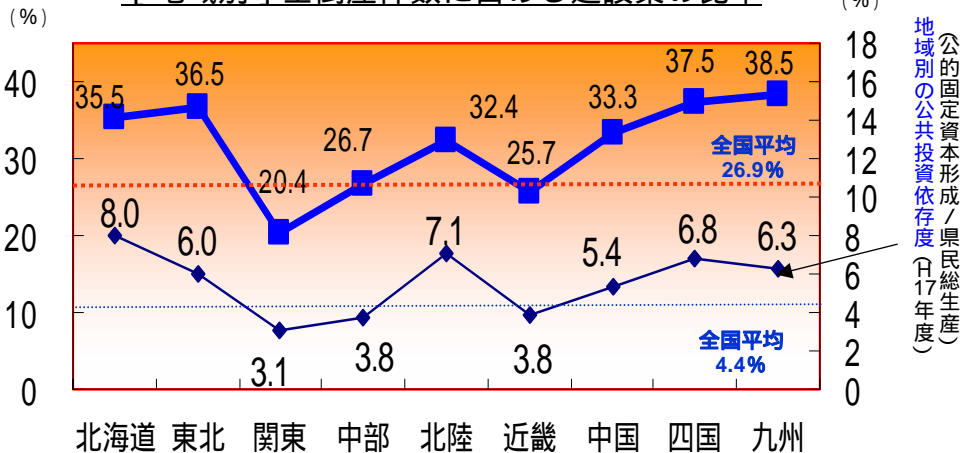
法的整理(負債総額1,000万円以上)のみの件数

出所: 帝国データバンク

前年同期比
21.2%増

出所: (社)全国建設業協会

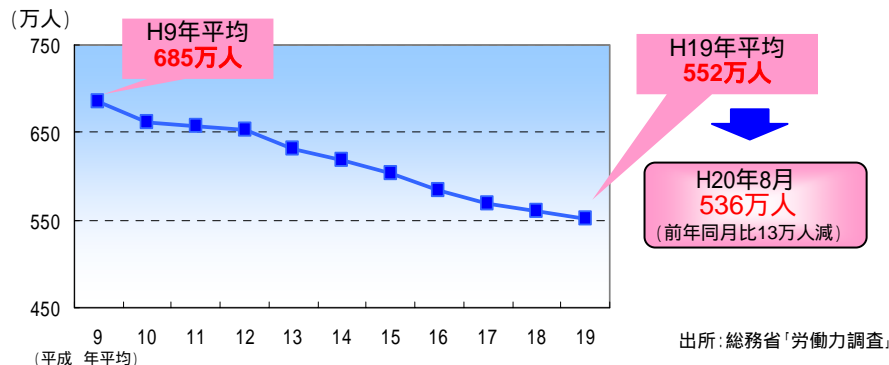
「地域別」全倒産件数に占める建設業の比率



公的固定資本形成/県民総生産
地域別の公共投資依存度(H17年度)

出所: 帝国データバンク(H19年度)等資料より作成

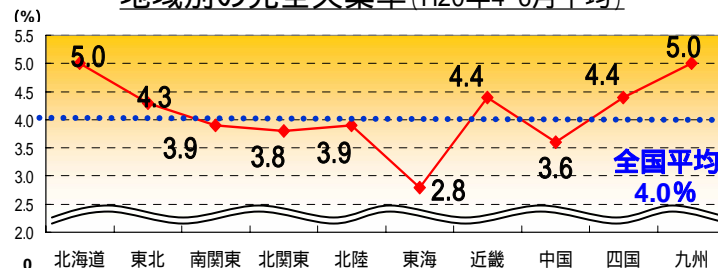
建設業就業者数の推移



出所: 総務省「労働力調査」

地域の経済・雇用への深刻な影響

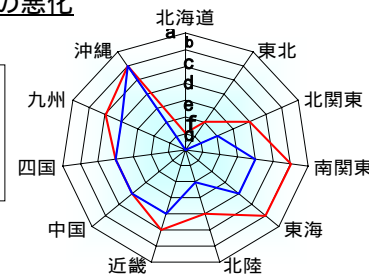
地域別の完全失業率(H20年4-6月平均)



出所: 総務省「労働力調査」

地域の景況判断の悪化

— H20年5月 (H20年1-3月期で判断)
— H20年8月 (H20年4-6月期で判断)



- a: 力強く回復
- b: 回復
- c: 緩やかに回復
- d: 回復の動きに足踏み
- e: 持ち直しの動きが緩やか
- f: 持ち直しの動きに足踏み
- g: やや弱含んでいる

出所: 内閣府「地域動向調査」

参考3

本社所在地別建設業総資本経常利益率の推移

- 1 北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社からの資料をもとに作成。
- 2 対象企業の経常利益率を単純平均したもの。但し、北海道のみ加重平均で算出。

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
北海道		3.5	4.1	3.5	4.2	1.8	2.9	0.9
青森県	旧手法	2.29	2.18	1.80	1.44	1.12	0.69	
	新手法	1.86	1.41	0.84	0.17	-0.38	-0.37	-0.32
岩手県	旧手法	1.86	1.70	1.78	1.29	-0.12	0.99	
	新手法	0.33	0.49	0.38	-1.00	-2.94	-1.52	-2.51
宮城県	旧手法	1.07	0.93	0.81	0.86	-0.04	-0.18	
	新手法	-0.40	-0.89	-0.56	-0.72	-1.84	-2.08	-1.40
秋田県	旧手法	2.24	2.18	2.10	1.32	0.65	0.19	
	新手法	1.60	1.55	1.30	0.30	-0.54	-1.08	-1.94
山形県	旧手法	1.90	1.47	1.46	1.26	0.30	0.66	
	新手法	0.74	0.41	0.51	-0.01	-1.22	-0.60	-1.77
福島県	旧手法	1.13	1.20	1.37	0.66	0.28	0.27	
	新手法	-0.18	0.29	-0.05	-0.68	-1.41	-0.78	-2.57
茨城県	旧手法	1.21	1.49	0.79	1.33	0.42	1.02	
	新手法	-0.25	0.26	-0.40	0.06	-1.23	-0.65	-1.30
栃木県	旧手法	1.22	1.66	1.36	1.35	0.49	0.98	
	新手法	-0.28	0.53	0.34	0.03	-0.99	-0.60	-1.46
群馬県	旧手法	0.97	0.89	0.98	1.04	0.77	0.85	
	新手法	-0.38	-0.33	-0.51	-0.66	-0.56	-0.67	-0.84
埼玉県	旧手法	1.39	1.45	1.28	1.72	1.23	0.88	
	新手法	0.41	0.17	0.15	1.01	0.04	-0.13	0.03
千葉県	旧手法	1.53	1.79	1.74	1.49	1.51	1.32	
	新手法	0.87	1.03	1.19	0.90	0.93	0.53	0.55

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
東京都	旧手法	1.02	1.48	1.43	1.49	1.25	1.45	
	新手法	0.12	0.54	0.69	0.70	0.56	0.71	1.03
神奈川県	旧手法	1.16	1.33	1.24	1.46	0.98	1.13	
	新手法	-0.36	-0.01	0.18	-0.01	-0.53	-0.27	-0.35
新潟県	旧手法	1.71	1.51	1.48	1.46	1.64	1.56	
	新手法	0.67	0.48	0.69	0.94	1.03	0.95	-0.88
山梨県	旧手法	1.20	1.62	1.42	1.47	0.61	0.38	
	新手法	0.09	-0.22	-0.16	-0.49	-1.74	-2.57	-3.25
長野県	旧手法	2.67	2.49	0.23	0.60	-0.26	0.76	
	新手法	1.25	1.42	-1.82	-0.94	-2.26	-0.75	-1.81
富山県	旧手法	2.08	2.02	1.53	1.70	0.93	0.61	
	新手法	0.93	0.99	0.68	0.60	-0.28	-0.63	-0.77
石川県	旧手法	2.57	2.50	2.28	2.01	1.64	1.03	
	新手法	1.87	2.20	1.71	1.56	1.05	0.37	0.10
岐阜県	旧手法	1.61	1.57	1.09	0.91	0.65	0.18	
	新手法	0.34	0.44	-0.11	-0.56	-0.35	-0.96	-0.77
静岡県	旧手法	1.17	1.62	0.86	1.38	0.29	0.79	
	新手法	-0.84	0.09	-1.30	-0.29	-1.93	-1.13	-2.15
愛知県	旧手法	1.48	1.37	1.18	1.26	1.18	1.13	
	新手法	0.56	0.17	0.37	0.48	0.46	0.10	0.52
三重県	旧手法	2.37	2.01	1.15	1.16	1.55	1.05	
	新手法	1.37	0.54	-0.13	0.13	0.50	-0.55	-0.70
福井県	旧手法	1.62	1.50	1.90	2.02	1.72	1.47	
	新手法	0.75	0.54	1.23	1.31	1.46	0.50	-0.72

東日本分については、算出方法を以下のとおりに変更。比較のため、旧手法で計算した結果を上段に記載。

旧手法：経常利益率が平均値より大きく離れている企業は集計対象から除外。

新手法：経常利益率が上下1%の企業は集計対象から除外。

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
滋賀県	2.65	1.69	2.75	0.98	2.50	0.10
京都府	4.44	3.77	2.89	2.79	2.29	1.60
大阪府	2.08	1.67	1.75	1.63	1.33	1.45
兵庫県	2.03	1.82	1.77	2.13	2.58	1.64
奈良県	4.50	3.40	4.06	3.22	2.78	2.23
和歌山県	2.34	1.86	2.04	1.20	1.64	0.20
鳥取県	4.14	3.17	1.86	1.61	0.42	-0.05
島根県	2.80	2.48	1.74	1.24	0.28	0.28
岡山県	2.71	3.04	2.40	2.26	2.18	1.05
広島県	1.74	1.43	1.21	0.55	0.62	0.30
山口県	1.79	1.37	0.76	1.76	1.63	1.37
徳島県	2.13	1.27	-0.09	-0.20	0.39	-0.67

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
香川県	1.13	2.49	0.90	1.38	1.50	0.96
愛媛県	0.81	0.81	0.19	-0.17	-0.14	-0.64
高知県	3.06	2.41	1.16	1.34	0.01	-0.03
福岡県	2.55	2.62	2.36	2.73	2.32	2.31
佐賀県	1.81	4.20	0.58	3.85	0.71	1.87
長崎県	2.21	1.99	1.86	1.78	1.19	1.06
熊本県	3.70	3.99	2.83	3.23	2.16	1.96
大分県	2.21	2.37	2.17	2.14	2.13	1.33
宮崎県	3.26	3.60	2.60	2.71	2.75	2.34
鹿児島県	2.99	3.41	1.99	3.06	1.30	2.19
沖縄県	4.36	7.38	2.53	7.04	1.62	5.15

西日本について、経常利益率が平均値より大きく離れている企業は集計対象から除外。
西日本の平成19年度の数値は、12月18日に公表予定。